



女川町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和2年8月17日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財政援助団体監査

2 監査の期日等

期 日 令和2年7月14日(火)
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

- (1) 女川町民生児童委員協議会活動費補助金
- (2) おながわ冬のまつり補助金
- (3) おながわ春のまつり補助金

4 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って活用されているか、また効果をあげているか。

5 監査の実施内容

あらかじめ担当課から、当該団体、当該事業の概要及び事務の執行状況を知るうえで必要な書面の提出を求め、担当職員から説明を聴取し、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 概ね良好に処理されていると認められた。
- (2) 概ね良好に処理されていると認められた。
- (3) 概ね良好に処理されていると認められた。

(指摘事項)

- (1) 町からの補助金225万円は全額民生委員活動費に充当されているが、繰越金が146万円存在する。他の収入・経費との紐づけを行ない、民生委員の活動上・運営上の負担や金銭的負担がどれくらいなのかを精査し、繰越金の活用方法を検討するよう期待する。
- (2)・(3) いずれも町民及び町内企業が参画し、内外にアピールするとともに女川町の活性化を目指す行事である。町内企業に対する参画意識を向上させる意味で、パンフレット等を活用し、協賛広告による収入を増加させ、かつての女川みなと祭りのように、自力でつくりあげる祭りを目指していただきたい。